

大総務第 32 号  
令和 5 年 7 月 20 日

大阪市外郭団体評価委員会  
委員長 堀野 桂子 様

大阪市長 横山 英幸  
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

#### 諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である公益財団法人大阪国際平和センターによる令和 4 年度の経営評価（財務運営の実績）の結果及び同条第 4 項に規定する当該経営評価の審査の結果について、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

令和4年度 事業経営評価

団体名	(公財) 大阪国際平和センター	所管所属名	教育委員会事務局
-----	-----------------	-------	----------

中期目標	中期目標期間
	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

年度計画達成状況	指標Ⅰ	平和寄附金収入の確保				
		R2	R3	R4	R5	R6【最終】
	目標値	655千円	636千円	693千円	700千円	1,155千円
	実績値	619千円	1,250千円	693千円		
	指標Ⅱ	入場者1人当たりの事業費の抑制				
		R2	R3	R4	R5	R6【最終】
目標値	3,889円	3,161円	2,514円	1,372円	1,250円	
実績値	3,198円	2,551円	1,508円			

外郭団体の自己評価	指標の達成状況	A	A: 指標全部達成 B: 指標全部未達成 C: 指標一部未達成	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア: 「順調」 イ: 「遅れあり」 ウ: 「計画の見直し必要」
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価					
	指標Ⅰについては、令和3年度のような開館30周年に伴う大阪空襲死没者の遺族等からの特別寄附(587千円)はなかったものの、入館者総数の増加により、目標値に届くことができた。しかしながら、近年個人の篤志家による大口寄附が減少傾向にあり、イベント等において更なる呼びかけに努力することが必要と考える。指標Ⅱについては、引き続き入館者増への取組を行うとともに、財団内部の企画会議において、職員がコスト意識を持ち、真に必要な経費を優先順位をつけて取り組むこととしている。					
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について					
指標Ⅰについては、大阪空襲死没者の遺族等からの特別寄附や個人の篤志家からの寄附に期待できない中で、イベント等において広く寄附を募ることや寄附をした場合の税額控除の周知などにも取り組んでいく。指標Ⅱについては、電気代の高騰や委託業務の件数増によりコスト総額の削減は難しいが、引き続き入館者増への取組と真に必要な経費の支出に努めていく。						

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見					
	電気代の高騰などで例年よりも財団予算執行に厳しい面はあったが、積極的に来館者サービスにつながる取組(新作アニメの制作、ホームページリニューアルなど)も行ったことは評価できる。世界的に平和への意識が高まっている今日、魅力あるイベントの実施やその情報発信を効果的にするためにも、原資となる寄附金を多く集め、運営経費を精査し執行していくことは極めて重要と考える。引き続き財団の努力に期待する。					

市の審査	中期計画に対する進捗状況 【当該事業年度】	ア	ア: 「順調」 イ: 「遅れあり」 ウ: 「計画の見直し必要」
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
	平和寄附金については、令和3年度は特別寄附(587千円)があったことから減少する結果となったが、特別寄附を除くと5%程度の増があり目標値を達成している。また入館者数が令和3年度より70%程度増加したことにより、入場者1人当たりの事業費を抑えることができた。以上のことにより、自己評価は妥当と考える。		

市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価					
	新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し目標を下方修正しているが、平和寄附金収入を確保し、運営コストの削減が厳しい状況下において、入館者数の増加を実現し、入場者1人当たりの事業費の抑制の目標値を達成しており、堅実に財務運営に努めたものと評価できる。新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から5類感染症に移行となり、自主的な感染防止対策を講じた上での運営となるが、引き続き、状況に応じて働きかけの強化を図り、目標達成に努められたい。					
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】(※必要な場合のみ)					